

シニア向けお仕事説明会in別海

セブン-イレブン・ジャパンでは、高齢者の社会参加および雇用促進を目的として、次のとおりシニア向けお仕事説明会を開催します。

本事業は、町とセブン-イレブン・ジャパンの高齢者等の地域見守り活動に関する協定に基づく事業です。

- 日 時 5月9日(水) 午後2時から午後3時30分
- 場 所 別海町マルチメディア館 多目的会議室
- 参加対象 おおむね60歳以上で、町内のセブン-イレブン各店舗で働きたい方
- 参加料 無料
- 定 員 20名(先着順)
- 申込開始日 4月9日(月)から
- 申込方法 下記まで電話にてお申し込みください



申込み・問合せ／商工・労働担当(内線1621)

融雪期に向けて 家畜排せつ物の適正な 管理の徹底を

長い冬も終わり、別海町にもようやく春が訪れようとしています。

毎年この時期は、融雪とともに家畜ふん尿や、れき汁の河川流出などの危険性が高くなることから、家畜排せつ物の適正な管理について、より一層の徹底を図る必要があります。

堆肥舎、尿溜、スラリーストアなどを自主点検するとともに、適切な家畜排せつ物の管理に努めましょう。

問合せ／酪農畜産担当(内線1416)

平成30年度 定期種畜検査のお知らせ

牛、馬、豚の定期種畜検査が8月下旬に実施される予定です。

受検に当たっては、6月ごろに予定している衛生検査を受検する必要がありますので、希望される方は下記までお問い合わせください。

申込み・問合せ／酪農畜産担当(内線1417)



水沼徳一郎基金奨励金について

町では、標記奨励金の交付推薦を募集しています。

奨励金は、元北海道議会議員である故 水沼徳一郎氏の生前の偉業をしのび、町内の農林業、水産業、商工業等の振興を図るために設置された基金から交付されます。

団体等が産業の振興を図る目的をもって行う事業に対して奨励金が交付されますので、申請手続き等の詳細については、下記までお問い合わせください。

問合せ／酪農畜産担当(内線1417)



森林の伐採には届出書の提出が必要です

森林の所有者が森林を伐採または伐採後に造林する場合には、伐採を始める日の30日前までに町へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要があります。

また、伐採および造林が完了したときは、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務付けられています。

伐採および造林に関する相談、その他森林に関する相談や不明な点などがありましたら、右記の問合せ先へ気軽にご相談ください。

※無断で森林を伐採した場合は、伐採の中止および造林を命じることがあります。

問合せ内容・問合せ先

- 普通林の伐採または伐採後の造林の相談
- 火入れ行為に関する相談
- 森林の土地の所有者届出制度に関する相談
- その他森林に関する相談

【別海町役場産業振興部水産みどり課

TEL 0153-75-2111(内線1511・1611)】

【根室振興局森林室 TEL 0153-75-2304】

- 保安林の立木伐採・保安林内行為に関する相談
- 林地開発行為（1 ha以上の森林を伐採後草地等に造成・転用する場合）に関する相談
- その他森林に関する相談

【根室振興局産業振興部林務課 TEL 0153-24-5639】

別海町清流保全活動事業に要する補助金の募集について



町では、町民が自ら取り組む豊かで清らかな川づくりなどの河川環境保全活動に要する経費の一部を補助しています。

平成30年度内に河川環境保全事業を予定している団体等を対象に、次のとおり募集しますので、下記までお問い合わせください。

■補助金対象経費 河川植樹等の事業に係る経費、河川および河川敷地の清掃に係る経費、河川環境保全に係る講演の経費

■補助率 2分の1以内（上限30万円）

■募集期間 4月1日(日)から4月30日(月)まで

なお、募集期間内において、補助上限額に達しない場合は、随時受付とします。

問合せ／みどり担当（内線1511・1611）



ヒグマに注意!

4月1日(日)から5月31日(木)は春の「ヒグマ注意特別期間」です

春先は森林内で親子グマの出没が多くなり、5月以降は子グマが人里付近へ現れることも予想されます。山菜採りなどで野山に入るときは、複数行動を心がけ、鈴やラジオなどで音を立てて存在を周知することや、見張りの徹底、薄暮時を避けるなど、ヒグマに対する注意をお願いします。

町内のヒグマ出没情報については、町ホームページの地域安全情報システムまもメール内「ヒグマの出没情報」でも確認ができます。

なお、ヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、直ちに情報をご提供ください。

(昨年度、別海町内でのヒグマの目撃情報は40件ありました。)

問合せ／みどり担当（内線1511・1611）

平成30年度

合併処理浄化槽設置整備事業補助金について

町では、海、河川、地下水の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るために、下水道処理区域外にお住まいで、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。

希望される方は、交付条件等をご確認の上、本申込書を提出してください。
なお、申し込みは設置者本人とします。



1 補助金交付条件

■補助対象者

- ①下水道処理区域外の住宅に合併処理浄化槽を設置する町民の方で、平成31年2月28日までに確実に設置を完了できる方
※新築または増改築に伴う浄化槽の設置、既存住宅への浄化槽の設置および単独浄化槽からの切り替えが対象です。
- ②町税等を滞納していない方
- ③過去に本補助金の交付を受けていない方（世帯員含む）
- ④法令に基づき、適正な維持管理をされる方（法定検査、保守点検、清掃等）
※法定検査受検拒否等、適正に維持管理をしていない場合には補助金返還の対象となります。

■補助内容

合併処理浄化槽の設置に要する費用（浄化槽本体工事および付属設備設置工事、放流管の延長20mまでの工事費）に対して以下の補助限度額に基づき補助を行います。

なお、費用が補助限度額に満たない場合は、実際に要した費用を補助限度額とします。

■補助限度額 ※今後変更する可能性があります。

5人槽／1,070,000円 7人槽／1,290,000円
10人槽／1,620,000円

2 提出書類

申込書は、本面をコピーするか、町ホームページからダウンロードしてご用意ください。

提出書類②および③については税務課、④については町民課にて取得できます。

- ①合併処理浄化槽設置整備事業申込書
- ②完納証明書
- ③住宅平面図、既存住宅の場合は家屋名寄帳などの住宅の面積がわかる書類
- ④設置する住宅の世帯全員の住民票

3 申込期間

4月2日(月)から5月2日(水)

4 その他

アパートや社宅等は補助金交付対象外です。

年度の予算は限られているため、申し込みが多数の場合には5月中旬に抽選を行い、設置順位を決定します。

平成30年度 合併処理浄化槽設置整備事業申込書

ふりがな					職業	
氏名				印		
住所	(現住所)			電話番号/FAX		
	(設置先) 野付郡別海町					
該当区分 (○印を記入)	新築による設置	増改築による設置	既存住宅への設置	単独浄化槽の切替	井戸水の使用	
その他の 特記事項	工事期間予定					
	(着手) 平成 年 月 ~ (完了) 平成 年 月					
住宅の内容	住宅面積	トイレの数	台所の数	風呂の数		
	m ²	箇所	箇所	箇所		
家族の状況	現在の居住者数		人	将来の予定居住者数		人
	居住者増減の理由					

提出先・問合せ／事業・維持担当（内線4517）

浄化槽とは

浄化槽とは、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれの家庭できれいにする施設のことです。仕組みは下水道とほぼ同じで、下水道のない区域のための処理施設です。

浄化槽の中には、トイレの汚れた水だけをきれいにして、台所、洗面所、風呂場からの汚れた水は排水路や川にそのまま放流してしまう「単独処理浄化槽」（現在では設置禁止）というものもあります。

町では、くみ取り式トイレや単独処理浄化槽を使用しているご家庭に対し、自然環境への影響が少ない「合併処理浄化槽」の設置について、補助制度を設けるなど普及を進めています。

◆浄化槽の年間維持管理費等の目安

	初年度	2年目以降	維持管理費の内容
5人槽	63,000円	69,000円	検査手数料、保守点検料金、清掃代金、清掃時水道料金、プロア電気代、汚泥くみ取り料、消毒用薬剤料、その他 ※通常使用における平均的な目安ですので、使用状況等によって変動します。また汚泥くみ取り時に業者への立会いを依頼する場合には、左記の金額以外に料金が発生することがあります。
7人槽	70,000円	75,000円	
10人槽	81,000円	86,000円	

問合せ／事業・維持担当（内線4517）

水道等の使用に関するお知らせ

水道料金と下水道使用料の支払いについて

各料金は、納入通知書でのお支払いのほか、口座振替がご利用できます。コンビニエンスストアや金融機関等の窓口へ足を運ぶ必要がありませんので、ぜひご利用ください。

■口座振替の申込方法

下記に記載されている金融機関の窓口にて、通帳と通帳の印鑑をご持参の上、お申し込みください。

■口座振替が利用できる金融機関および口座振替日

※振替日が土曜日、日曜日、休日、祝日の場合は、翌営業日に振替となります。

■口座振替のご注意

毎月の振替日前に、必ず口座残高をご確認ください。

金融機関	口座振替日
大地みらい信用金庫本店・各支店、北海道労働金庫本店・各支店、全国のゆうちょ銀行、北海道銀行本店・各支店	毎月23日
道東あさひ農業協同組合本所・各支所、中春別農業協同組合、計根別農業協同組合、標津町農業協同組合、別海漁業協同組合、野付漁業協同組合	毎月25日

3カ月間連続で残高不足による未納が続いた場合、以降の納入は納入通知書によりお支払いしていただきます。

使用者、所有者、用途の変更をする場合

次の変更を行う際は、届出が必要となります。下記担当または各支所へご連絡ください。

- 住宅の入居または退去により水道および下水道を使用される方が変更になる場合
- 住宅の売買や所有者の死亡等によって給水施設等の所有者を変更する場合
- 事業の開始や停止等により利用する用途が変わる場合

水道メーター使用料について

長期間の不在等で1カ月以上にわたり水道を使用しない場合は、事前に休止の届出をすることでメーター使用料のみの請求となり、料金を軽減することができます。

今後使用する予定がない住宅や施設であっても、水道が接続されている場合はメーター器が給水管に設置されているため、毎月メーター使用料（一般家庭用 口径13mmの場合329円から432円）が請求されます。

水道の廃止には、メーター器の撤去工事に15,000円のコストがかかりますが、長期的に比較すると安価となりますので、確実に使用しない水道であればご検討ください。

問合せ／管理担当（内線4513）